

消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度ってなに？



実施時期はいつなの？

平成31年（2019年）10月1日
（消費税率引上げと同時に）

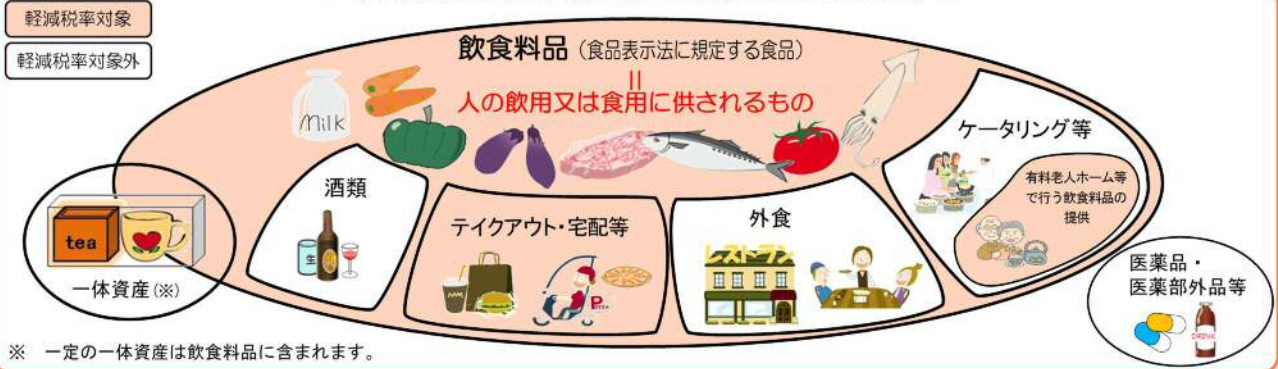
税率はどうなるの？

標準税率 10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
軽減税率 8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

軽減税率の対象品目は何？

○酒類・外食を除く飲食料品
○週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



課税事業者の方へ

スーパー△△
軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある課税事業者
例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）

会社
軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみある課税事業者
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

必要な対応

- ① 複数税率に対応した請求書等（区分記載請求書等）の交付
※ 必要に応じ、複数税率に対応したレジ等を導入・改修（軽減税率対策補助金制度あり）
- ② 売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理（区分経理）
- ③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算



軽減税率対象品目の売上げがある免税事業者の方へ

免税事業者
課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



軽減税率制度・軽減税率対策補助金に関するお問合せ

- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
 - 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。[消費税軽減税率制度](#)
- 専用ダイヤル 0570-030-456【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）



- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ(www.kzt-hojo.jp)をご覧ください。
 - 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。
- 専用ダイヤル 0570-081-222【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）